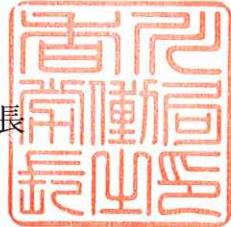




香労発基 1001 第 7 号
令和 2 年 10 月 1 日

建設業労働災害防止協会
香川支部長 谷口 邦彦 殿

香川労働局長



死亡労働災害撲滅の取組について（要請）

貴会におかれましては、日頃より安全衛生行政への御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、香川県内での労働災害による死者数は、平成 29 年が 13 人、平成 30 年が 8 人と減少し、令和元年は過去最少の 6 人でしたが、本年は、9 月 9 日現在で、9 人の方が亡くなられており、昨年に比べ大幅に増加するとともに、香川労働局第 13 次労働災害防止計画の数値目標を超える、極めて憂慮すべき事態となっています。

死亡災害の発生状況をみると、製造業で 5 人、建設業で 2 人、商業及びその他の事業でそれぞれ 1 人となっており、また、墜落・転落によるものが 5 人と半数以上を占めるなど、基本的な労働災害防止対策の取組が徹底されていないことによるものが多数見受けられ、コロナ禍において、安全衛生管理がおろそかになっている状況が懸念されるところです。

香川労働局では、これ以上、労働災害による犠牲者を出さないという強い決意のもと、令和 2 年 10 月 1 日に別添 1 のとおり死亡労働災害撲滅を宣言し、管下 5 つの労働基準監督署とともに、12 月 31 日までの間、製造業、建設業等を重点に死亡労働災害撲滅に向けた取組を実施していくこととしています。

つきましては、貴会におかれましても、趣旨を御理解の上、傘下事業場等に対して、死亡労働災害の撲滅及び労働災害の防止に向けて、安全衛生活動の総点検、安全衛生管理体制の充実、安全衛生教育の徹底等、基本的な安全活動が着実に実施されるよう周知・働きかけを行っていただくよう要請いたします。